



「ゆとり満喫福島オフィス」

開設支援補助のご案内

本社移転・支社オフィスは福島市で!

本社移転・支社開設支援

(本店登記を福島県外から本市に移転・支店登記をした事務所を開設すること)

改修
費用



設備
購入費



オフィス
賃料



補助対象経費の
3/4以内
上限**500万円**

福島市でワーク&ライフバランスを充実!

ゆとり満喫エールパスポート

働く方が福島市に転入

転入支援助成金

1人あたり
20万円

(常用雇用者対象)



家族の引越し支援

1世帯あたり
上限15万円

(引越し費用の1/2以内)



農業満喫支援

「わいわい市民農園」

使用料
1年間無料



温泉満喫支援

「湯めぐりパスポート」

入浴料
1年間無料



二地域で居住する方

温泉満喫支援

「入浴回数券」

**12枚綴り
1セット贈呈**



オフィスを開設した企業

くだもの満喫支援

「くだものの木
オーナー制度」

無料提供



■問い合わせ先：福島市役所 企業振興課

お気軽にご相談ください!
☎024-525-3723

【「ゆとり満喫福島オフィス」開設支援補助金の概要】

1 交付要件

- ・県外に本社を有し、市内に新たに本社や支社等のオフィス(小売店舗及び営業所を除く)を移転・開設する企業であること(県内移転は対象外)。
- ・操業から3年以上の企業であること。
- ・原則3年以上の操業を誓約できること。
- ・オフィスの勤務者となる「転入者」・「二地域居住者」が2人以上いること。
- ・移転元における地方税の滞納がないこと。
- ・対象外業種:貸金業、商品先物取引業、訪問販売・電話勧誘販売、風俗営業、その他市が不適当と認めるもの。

2 補助金の対象と内容

(1)本社移転・支社開設支援補助

『改修費』	・本体工事に要する経費 ・設計に要する経費	補助対象経費の3/4 上限500万円
『設備購入費』	・ICT機器(パソコン、プリンター、周辺機器等) ・テレビ会議システム ・プロジェクター ほか	
『オフィス賃料』	・オフィスの賃料(最大12か月相当分) ※福島市の設置するシェアオフィス等の賃料は対象外。	
補助対象外経費	・建物取得等に係る経費(建物取得費、用地費(補償費含む。)、家財処分費) ・施設自体の本体工事ではない経費(土地造成費、外構工事費) ・支払時に要する振込手数料 ・敷金、礼金、保証金その他これに類する経費相当額及び光熱水費 ・補助対象事業のみに使用したことが明確でない経費 (ただし、明確に区分できる場合にはこの限りではない。) ・その他、必要性が説明できない経費	

(2)ゆとり満喫エールパスポート (オフィスの開設に伴い異動した勤務者を対象)

転入支援助成金	転入者に対する支援金 (企業へ交付)	1人あたり20万円	転入者 (住民票異動者) 対象
家族の 引越し支援	転入者が他の同一世帯員を伴って移住 する場合の支援金 (企業へ交付)	補助対象経費の1/2 1世帯あたり上限15万円	
農業満喫支援	わいわい市民農園使用料	1年間無料	
温泉満喫支援	「湯めぐりパスポート」 (鯖湖湯、波来湯、あったか湯、中之湯)	入浴料1年間無料 (同一世帯員を含む/最長3年)	二地域居住者対象
	「入浴回数券」 (飯坂温泉公衆浴場、波来湯、 あったか湯、中之湯)	回数券12枚綴り1セット贈呈	
くだもの 満喫支援	くだもの木オーナー制度 (飯坂温泉観光協会)	無料提供	企業対象

※補助金の申請については、事前に福島市役所 企業振興課(Tel024-525-3723)へご相談ください。